

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成29年10月13日提出 |
| 【発行者名】 | 三井住友アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 松下 隆史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 土田 雅央 |
| 【電話番号】 | 03-5405-0740 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 三井住友・中国・台湾株式オープン |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成29年6月13日から平成29年12月12日まで) 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年 6月12日付をもって提出しました「三井住友・中国・台湾株式オープン」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、マザーファンドの運用を当社の香港現地法人に委託する予定となりましたので、当該事実を開示するため、本訂正届出書により訂正を行うものです。また、合わせて、その他訂正すべき事項の訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

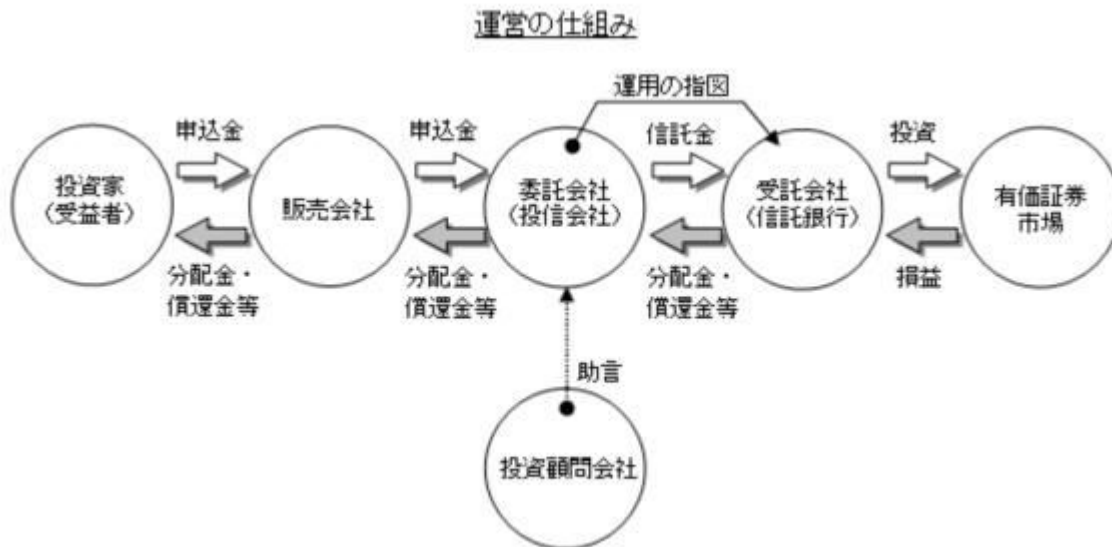
〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドが主要投資対象とする中国株マザーファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッド

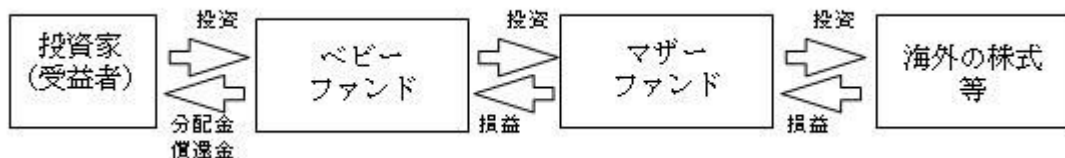
当ファンドの主要投資対象である中国株マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して、主として、中国における個別銘柄リサーチ情報および投資環境分析情報を提供します。

なお、平成29年11月9日以降は、スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドに当ファンドが主要投資対象とする中国株マザーファンドの運用を委託する予定です。



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成29年 3月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

| | |
|-------------|--|
| 昭和60年 7月15日 | 三生投資顧問株式会社設立 |
| 昭和62年 2月20日 | 証券投資顧問業の登録 |
| 昭和62年 6月10日 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 平成11年 1月 1日 | 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合 |
| 平成11年 2月 5日 | 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更 |
| 平成12年 1月27日 | 証券投資信託委託業の認可取得 |
| 平成14年12月 1日 | 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 平成25年 4月 1日 | トヨタアセットマネジメント株式会社と合併 |

(ハ) 大株主の状況

（平成29年 3月31日現在）

| 名称 | 住所 | 所有 株式数 | 比率 (%) |
|----|----|-----------|-----------|
| | | | |

| | | | |
|---------------------|---------------------|--------|------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 10,584 | 60.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 3,528 | 20.0 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 | 3,528 | 20.0 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<更新後>

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として中国(香港を含む。以下同じ。)および台湾の取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場している中国および台湾関連企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 主要投資対象とする中国株マザーファンドおよび台湾株マザーファンドの投資割合は、概ね7:3を基本とします。
- (ハ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができないことがあります。

ファンドの特色

1

主として中国ならびに台湾の取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 実際の運用は、2つのマザーファンドへの投資を通じて行います。
- マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 中国株マザーファンド、台湾株マザーファンドへの投資割合は、概ね7：3を基本とします。

2

銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性等を勘案して、厳選します。

3

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



※中国株マザーファンドの運用にあたっては、スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドの投資助言を受けます。2017年11月9日以降は、同社に中国株マザーファンドの運用を委託する予定です(以下同じ。)。なお、同社は三井住友アセットマネジメントの子会社(100%出資)です。

中国と台湾の結びつき

〔台湾の国・地域別輸出シェア〕



- 对中国本土向けの輸出の割合は米国や欧州向けの輸出の割合の2倍以上となっています。
- 2016年の後半以降、電子部品の輸出の伸びが牽引し、中国本土向けの輸出の割合が増加傾向にあります。

(注) データは2007年3月～2017年3月の6ヵ月移動平均。
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

〔各国・地域の実質GDP成長率〕



- 中国は今後も先進国・地域を上回る経済成長、台湾は米国並みの成長が予想されています。

(注) データは2010年～2020年。2017年以降はIMF予想。
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

中国、台湾の株価指数および為替相場の推移

〔株価指数の推移〕



(注) データは2007年3月末～2017年3月末。
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

〔為替相場の推移〕



(注) データは2007年3月末～2017年3月末。
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※ グラフ・データは指数等の過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

マザーファンドの投資方針等

▶ 中国株マザーファンド

[運用プロセス]

投資対象銘柄 約1,800銘柄

中国および中国関連企業の株式等

■流動性によるスクリーニング
■投資不適格銘柄の削除

組入候補銘柄
約300銘柄

銘柄選定にあたっては以下の点を中心に、詳細な調査を行い厳選します。

個別銘柄選定

■事業が国の政策に沿っているか
■成長力と収益性
■製品戦略と競争状況
■コーポレートガバナンス

ポートフォリオ構築
(20~70銘柄)

[投資方針]

- 主に中国で事業展開を行っている割安な優良企業に投資します。
- 銘柄選定にあたっては、「事業が国の政策に沿っているか」、「成長力と収益性」、「製品戦略と競争状況」、「コーポレートガバナンス」の4項目を中心に、詳細な調査を行い厳選します。
- 中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する有価証券を組み入れることがあります。
- 運用にあたっては、スミトモ ミツイ アセット マネジメント(ホンコン)リミテッドの投資助言を受けます。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

▶ 台湾株マザーファンド

[運用プロセス]

投資対象銘柄 約900銘柄

台湾および台湾関連企業の株式等

■流動性によるスクリーニング
■投資不適格銘柄の削除

組入候補銘柄
約60銘柄

銘柄選定にあたっては以下の点を中心に、詳細な調査を行い厳選します。

個別銘柄選定

■成長力と収益性
■製品戦略と競争状況
■政策と規制
■コーポレートガバナンス
■財務健全性や資本政策

ポートフォリオ構築
(10~40銘柄)

[投資方針]

- 主に台湾で事業展開を行っている割安な優良企業の株式に投資します。
- 銘柄選定にあたっては、「成長力と収益性」、「製品戦略と競争状況」、「政策と規制」、「コーポレートガバナンス」、「財務健全性や資本政策」の5項目を中心に、詳細な調査を行い厳選します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※上記の運用プロセスは2017年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

<更新後>

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

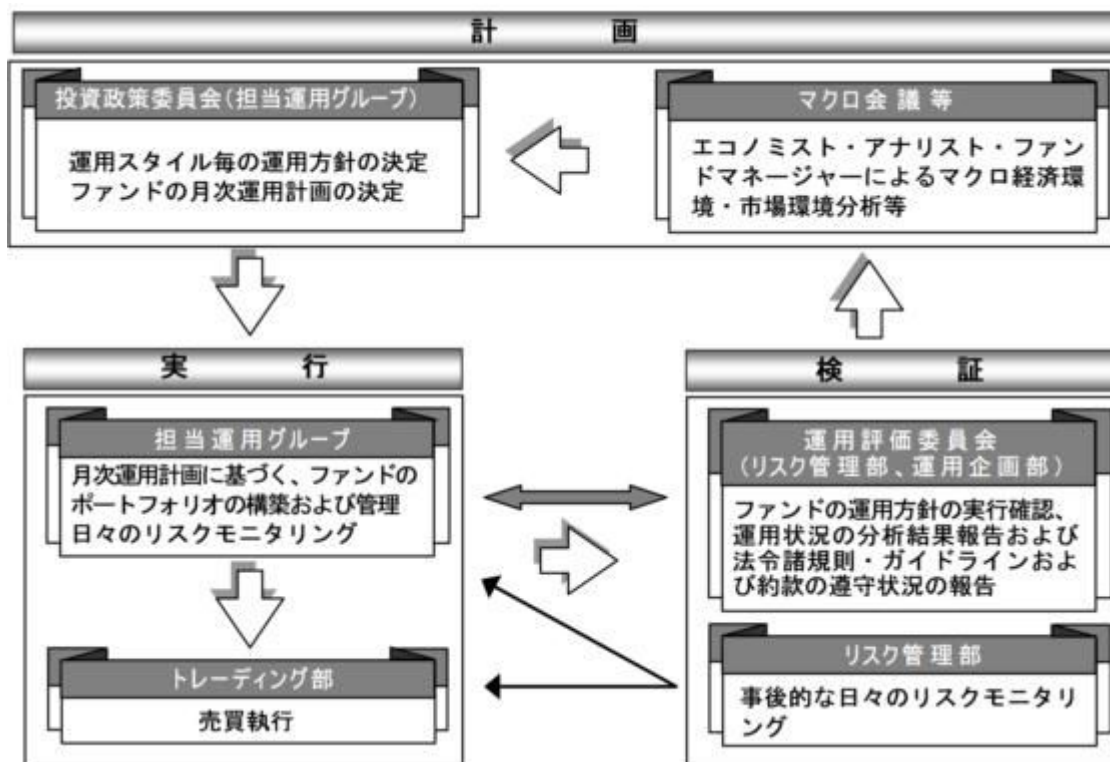
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

(ハ) 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は11名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（５）【投資制限】

<更新後>

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ホ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ヘ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ト 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 投資する株式等の範囲
 - （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ロ 信用取引の指図
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - （ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - （ハ）上記（ロ）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - （ニ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ハ 先物取引等の指図
 - （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第

3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決め

にかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (ト)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にか

かる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報: マザーファンドの投資方針等)

(中国株マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

中国(香港を含む。)の取引所に上場している株式、および世界各国・地域の取引所に上場している中国関連企業の株式等を主要投資対象として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主に中国で事業展開を行っている割安な優良企業に投資することによって中長期的に市場を上回るリターンを上げることを目指します。

(ロ) 銘柄選定にあたっては、「事業が国の政策に沿っているか」、「成長力と収益性」、「製品戦略と競争状況」、「コーポレートガバナンス」の4項目を中心に、詳細な調査を行い厳選します。

(ハ) 中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する有価証券を組み入れることがあります。

(ニ) 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

(ホ) 運用にあたっては、スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドの投資助言を受けます。

(ヘ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ト) 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

平成29年11月9日以降は、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をスミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドに委託します。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第21号)に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託

財産の純資産総額の10%以下とします。

(ト) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(台湾株マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

台湾の取引所に上場している株式、および世界各国・地域の取引所に上場している台湾関連企業の株式（預託証書（DR）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象として、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主に台湾で事業展開を行っている割安な優良企業の株式に投資することによって、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

(ロ) 銘柄選定にあたっては、「成長力と収益性」、「製品戦略と競争状況」、「政策と規制」、「コーポレートガバナンス」、「財務健全性や資本政策」の5項目を中心に、詳細な調査を行い厳選します。

(ハ) 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

(ニ) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

(ホ) 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ト) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

< 更新後 >

純資産総額に年1.7604%（税抜き1.63%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|------|--------|---|
| 委託会社 | 年0.75% | ファンド運用の指図等の対価 |
| 販売会社 | 年0.8% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年0.08% | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

委託会社の配分には、中国株マザーファンドの運用に関して、助言を行う投資顧問会社に支払う投資顧問報酬が含まれています。

平成29年11月9日以降は、中国株マザーファンドの運用の指図の委託先への報酬（当該マザーファンドの組入評価額に対して年0.45%）が委託会社の報酬から支払われます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

< 更新後 >

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様としま

す。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行

います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (八) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記(ロ)から(二)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。ただし、平成30年2月1日以降は、以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

| | 平成29年7月31日現在 |
|--------------|--------------|
| 資本金の額 | 2,000百万円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000株 |
| 発行済株式総数 | 17,640株 |

ロ 最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

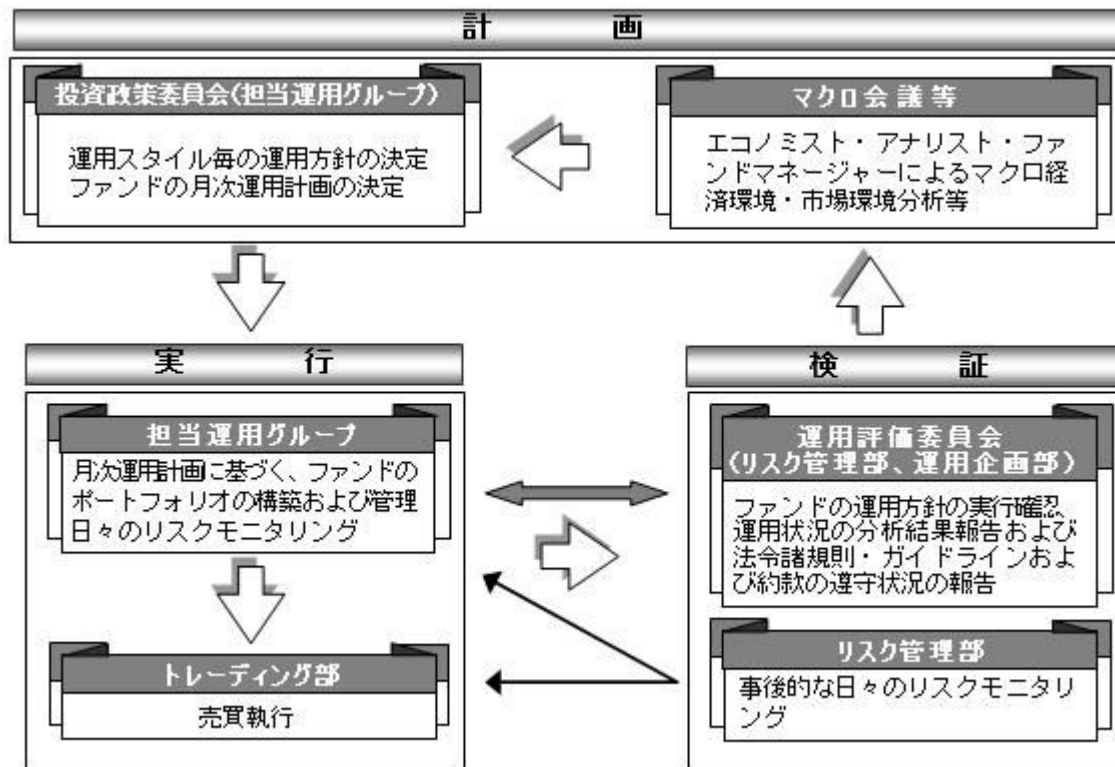
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

平成29年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成29年7月31日現在）

| | | 本 数(本) | 純資産総額(百万円) |
|---------|-----|----------------|----------------------------|
| 株式投資信託 | 単字型 | 74 (26) | 202,656 (101,131) |
| | 追加型 | 450 (191) | 5,287,766 (2,807,819) |
| | 計 | 524 (217) | 5,490,422 (2,908,950) |
| 公社債投資信託 | 単字型 | 101 (101) | 410,077 (410,077) |
| | 追加型 | 1 (0) | 29,885 (0) |
| | 計 | 102 (101) | 439,962 (410,077) |
| 合 計 | | 626 (318) | 5,930,384 (3,319,027) |

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| | | (単位：千円) | |
|------------|---|-----------------------|-----------------------|
| | | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 10,857,507 | 13,279,384 |
| 顧客分別金信託 | | 20,006 | 20,008 |
| 前払費用 | | 324,934 | 351,526 |
| 未収入金 | | 81,347 | 40,544 |
| 未収委託者報酬 | | 5,418,116 | 5,511,715 |
| 未収運用受託報酬 | | 1,635,461 | 1,297,104 |
| 未収投資助言報酬 | | 382,911 | 343,523 |
| 未収収益 | | 28,813 | 20,789 |
| 繰延税金資産 | | 494,032 | 482,535 |
| その他の流動資産 | | 6,226 | 5,560 |
| 流動資産合計 | | 19,249,357 | 21,352,691 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 1 | 154,246 | 198,767 |
| 器具備品 | | 240,748 | 261,096 |
| 有形固定資産合計 | | 394,995 | 459,864 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 449,034 | 493,806 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 146,452 | 141,025 |
| 電話加入権 | | 79 | 68 |
| 商標権 | | 60 | 3 |
| 無形固定資産合計 | | 595,627 | 634,903 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 13,115,106 | 12,098,372 |
| 関係会社株式 | | 10,412,523 | 10,412,523 |
| 長期差入保証金 | | 603,625 | 677,681 |
| 長期前払費用 | | 32,533 | 61,282 |
| 会員権 | | 17,299 | 7,819 |
| 繰延税金資産 | | 750,481 | 871,577 |
| 投資その他の資産合計 | | 24,931,569 | 24,129,257 |
| 固定資産合計 | | 25,922,192 | 25,224,025 |
| 資産合計 | | 45,171,549 | 46,576,717 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 顧客からの預り金 | 0 | 304 |
| その他の預り金 | 73,103 | 80,380 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 154 | 655 |
| 未払償還金 | 141,808 | 140,124 |
| 未払手数料 | 2,479,778 | 2,424,318 |
| その他未払金 | 58,453 | 52,903 |
| 未払費用 | 2,092,669 | 2,564,625 |
| 未払消費税等 | 317,444 | 160,571 |
| 未払法人税等 | 992,491 | 661,467 |
| 賞与引当金 | 982,654 | 1,001,068 |
| その他の流動負債 | - | 445 |
| 流動負債合計 | 7,138,557 | 7,086,864 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 3,028,212 | 3,177,131 |
| 賞与引当金 | 51,310 | 40,167 |
| その他の固定負債 | 693 | 2,174 |
| 固定負債合計 | 3,080,216 | 3,219,473 |
| 負債合計 | 10,218,774 | 10,306,337 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 資本剰余金合計 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 60,000 | 60,000 |
| 別途積立金 | 1,476,959 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | 21,984,811 | 23,493,074 |
| 利益剰余金合計 | 23,806,015 | 25,314,279 |
| 株主資本計 | 34,434,999 | 35,943,263 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 517,775 | 327,116 |
| 評価・換算差額等合計 | 517,775 | 327,116 |
| 純資産合計 | 34,952,774 | 36,270,379 |
| 負債・純資産合計 | 45,171,549 | 46,576,717 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--|--|--|
| | | |

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 32,339,255 | 31,628,014 |
| 運用受託報酬 | 7,401,835 | 5,649,190 |
| 投資助言報酬 | 1,909,892 | 1,726,511 |
| その他営業収益 | | |
| 情報提供コンサルタント | | |
| 業務報酬 | 5,000 | 5,000 |
| 投資法人運用受託報酬 | 8,546 | - |
| サービス支援手数料 | 74,038 | 61,268 |
| その他 | 55,319 | 54,261 |
| 営業収益計 | 41,793,887 | 39,124,246 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 16,006,652 | 14,908,517 |
| 広告宣伝費 | 615,596 | 366,227 |
| 公告費 | 4,507 | 1,140 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 1,624,477 | 1,325,978 |
| 委託調査費 | 4,106,366 | 4,343,104 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 43,662 | 46,030 |
| 印刷費 | 399,236 | 338,254 |
| 協会費 | 23,328 | 21,669 |
| 諸会費 | 22,650 | 20,054 |
| 情報機器関連費 | 2,557,200 | 2,516,497 |
| 販売促進費 | 31,271 | 24,896 |
| その他 | 161,974 | 149,177 |
| 営業費用合計 | 25,596,925 | 24,061,549 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 181,739 | 225,885 |
| 給料・手当 | 5,824,767 | 6,121,741 |
| 賞与 | 609,597 | 610,533 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,033,964 | 989,925 |
| 交際費 | 26,912 | 23,136 |
| 寄付金 | 23 | - |
| 事務委託費 | 540,251 | 317,928 |
| 旅費交通費 | 277,212 | 229,248 |
| 租税公課 | 161,628 | 268,527 |
| 不動産賃借料 | 595,051 | 622,662 |
| 退職給付費用 | 701,070 | 423,954 |
| 固定資産減価償却費 | 334,024 | 384,068 |
| 諸経費 | 354,884 | 335,840 |
| 一般管理費合計 | 10,641,129 | 10,553,451 |
| 営業利益 | 5,555,832 | 4,509,246 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 1 | 36,102 |
| 受取利息 | 1 | 3,728 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 1,394 |
| 原稿・講演料 | | 1,766 |
| 雑収入 | | 19,472 |
| 営業外収益合計 | | 62,465 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | | 51,385 |

| | | | |
|--------------|---|-----------|-----------|
| 雑損失 | | - | 1,084 |
| 営業外費用合計 | | 51,385 | 10,821 |
| 経常利益 | | 5,566,912 | 4,621,608 |
| 特別利益 | | | |
| 投資有価証券償還益 | | 13,036 | 353,462 |
| 投資有価証券売却益 | | 38,823 | 2,579 |
| 投資有価証券清算益 | | 29,214 | - |
| 特別利益合計 | | 81,075 | 356,041 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 5,300 | 8,157 |
| 投資有価証券償還損 | | 2,313 | 43,644 |
| 投資有価証券売却損 | | 8,184 | 15,012 |
| ゴルフ会員権売却損 | | - | 3,894 |
| 事務所移転費用 | | - | 21,175 |
| 特別損失合計 | | 15,798 | 91,884 |
| 税引前当期純利益 | | 5,632,188 | 4,885,765 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,598,176 | 1,391,996 |
| 法人税等調整額 | | 41,999 | 25,454 |
| 法人税等合計 | | 1,556,177 | 1,366,541 |
| 当期純利益 | | 4,076,011 | 3,519,223 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | | 配当準備 積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 18,861,359 | 20,682,564 | 31,311,548 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | - | | | | 952,560 | 952,560 | 952,560 |
| 当期純利益 | | | - | | | | 4,076,011 | 4,076,011 | 4,076,011 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | - | | | | | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 3,123,451 | 3,123,451 | 3,123,451 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 21,984,811 | 23,806,015 | 34,434,999 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額 等合計 | |
| 当期首残高 | 634,478 | 634,478 | 31,946,027 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | - | 952,560 |
| 当期純利益 | | - | 4,076,011 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 116,703 | 116,703 | 116,703 |

| | | | |
|---------|---------|---------|------------|
| 当期変動額合計 | 116,703 | 116,703 | 3,006,747 |
| 当期末残高 | 517,775 | 517,775 | 34,952,774 |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | | 配当準備 積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 21,984,811 | 23,806,015 | 34,434,999 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | - | | | | 2,010,960 | 2,010,960 | 2,010,960 |
| 当期純利益 | | | - | | | | 3,519,223 | 3,519,223 | 3,519,223 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額） | | | - | | | | | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 1,508,263 | 1,508,263 | 1,508,263 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 23,493,074 | 25,314,279 | 35,943,263 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額 等合計 | |
| 当期首残高 | 517,775 | 517,775 | 34,952,774 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | - | 2,010,960 |
| 当期純利益 | | - | 3,519,223 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 190,658 | 190,658 | 190,658 |
| 当期変動額合計 | 190,658 | 190,658 | 1,317,604 |
| 当期末残高 | 327,116 | 327,116 | 36,270,379 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 3～50年 |
| 器具備品 | 3～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,218千円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | | |

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 建物 | 281,421千円 | 291,976千円 |
| 器具備品 | 758,541千円 | 651,918千円 |

2 関係会社に対する資産及び負債

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 現金及び預金 | 4,716,352千円 | - 千円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | - 千円 | - 千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc. | 296,815千円 | 256,031千円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 受取配当金 | - | 106,640千円 |
| 受取利息 | 1,423千円 | 18千円 |

2 固定資産除却損

| | 前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 建物 | - | 6,952千円 |
| 器具備品 | 5,300千円 | 1,204千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 |

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 平成27年6月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 952,560 | 54,000 | 平成27年 3月31日 | 平成27年 7月1日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成28年6月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成28年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 2,010,960 | 114,000 | 平成28年 3月31日 | 平成28年 6月28日 |

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 |

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成28年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,010,960 | 114,000 | 平成28年 3月31日 | 平成28年 6月28日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成29年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 1,887,480 | 107,000 | 平成29年 3月31日 | 平成29年 6月28日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 579,592 | 626,698 |
| 1年超 | 756,470 | 191,491 |
| 合計 | 1,336,063 | 818,190 |

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--|----------|----|----|
|--|----------|----|----|

| | | | |
|-------------|------------|------------|---|
| (1)現金及び預金 | 10,857,507 | 10,857,507 | - |
| (2)顧客分別金信託 | 20,006 | 20,006 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 5,418,116 | 5,418,116 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 1,635,461 | 1,635,461 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 382,911 | 382,911 | - |
| (6)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 13,114,808 | 13,114,808 | - |
| (7)長期差入保証金 | 603,625 | 603,625 | - |
| 資産計 | 32,032,437 | 32,032,437 | - |
| (1)顧客からの預り金 | 0 | 0 | - |
| (2)未払手数料 | 2,479,778 | 2,479,778 | - |
| 負債計 | 2,479,778 | 2,479,778 | - |

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 13,279,384 | 13,279,384 | - |
| (2)顧客分別金信託 | 20,008 | 20,008 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 5,511,715 | 5,511,715 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 1,297,104 | 1,297,104 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 343,523 | 343,523 | - |
| (6)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 12,098,074 | 12,098,074 | - |
| (7)長期差入保証金 | 677,681 | 677,681 | - |
| 資産計 | 33,227,492 | 33,227,492 | - |
| (1)顧客からの預り金 | 304 | 304 | - |
| (2)未払手数料 | 2,424,318 | 2,424,318 | - |
| 負債計 | 2,424,622 | 2,424,622 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| その他有価証券 非上場株式 | 298 | 298 |
| 合計 | 298 | 298 |
| 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式 | 10,412,523 | 10,412,523 |
| 合計 | 10,412,523 | 10,412,523 |

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 10,857,507 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 20,006 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 5,418,116 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,635,461 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 382,911 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 537,057 | 66,567 | - | - |
| 合計 | 18,851,060 | 66,567 | - | - |

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 13,279,384 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 20,008 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 5,511,715 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,297,104 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 343,523 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 31,201 | 646,480 | - | - |
| 合計 | 20,482,937 | 646,480 | - | - |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------------------|--------------|------------|---------|
| (1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 7,852,587 | 7,058,420 | 794,166 |
| 小計 | 7,852,587 | 7,058,420 | 794,166 |
| (2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 5,262,221 | 5,310,100 | 47,878 |
| 小計 | 5,262,221 | 5,310,100 | 47,878 |
| 合計 | 13,114,808 | 12,368,520 | 746,288 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------------------|--------------|------------|---------|
| (1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 4,921,829 | 4,267,927 | 653,902 |
| 小計 | 4,921,829 | 4,267,927 | 653,902 |
| (2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 7,176,244 | 7,358,662 | 182,417 |
| 小計 | 7,176,244 | 7,358,662 | 182,417 |
| 合計 | 12,098,074 | 11,626,589 | 471,485 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 327,278 | 38,823 | 8,184 |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 228,204 | 2,579 | 15,012 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,633,080 | 3,028,212 |
| 勤務費用 | 225,881 | 280,524 |
| 利息費用 | 19,247 | - |
| 数理計算上の差異の発生額 | 285,510 | 15,494 |
| 退職給付の支払額 | 135,507 | 116,111 |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,028,212 | 3,177,131 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年 3月31日) | 当事業年度 (平成29年 3月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,028,212 | 3,177,131 |
| 未認識数理計算上の差異 | - | - |
| 未認識過去勤務費用 | - | - |
| 退職給付引当金 | 3,028,212 | 3,177,131 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|-----------------|---|---|
| 勤務費用 | 225,881 | 280,524 |
| 利息費用 | 19,247 | - |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 285,510 | 15,494 |
| その他 | 170,430 | 158,924 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 701,070 | 423,954 |

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

| | 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|-----|---|---|
| 割引率 | 0.000% | 0.092% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度125,210千円、当事業年度137,310千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年 3月31日) | 当事業年度 (平成29年 3月31日) |
|--|------------------------|------------------------|
|--|------------------------|------------------------|

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 流動の部 | | |
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 303,247 | 308,929 |
| 調査費 | 74,734 | 79,381 |
| 未払金 | 44,028 | 45,745 |
| 未払事業税 | 67,598 | 46,406 |
| その他 | 7,369 | 2,071 |
| 繰延税金資産小計 | 496,977 | 482,535 |
| 評価性引当額 | 2,945 | - |
| 繰延税金資産合計 | 494,032 | 482,535 |
| 固定の部 | | |
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 927,238 | 972,837 |
| 特定外国子会社留保金額 | 205,413 | - |
| ソフトウェア償却 | 35,707 | 18,718 |
| 賞与引当金 | 15,834 | 12,299 |
| 投資有価証券評価損 | 95 | 95 |
| その他 | 5,971 | 14,592 |
| 繰延税金資産小計 | 1,190,261 | 1,018,544 |
| 評価性引当額 | 211,267 | 2,597 |
| 繰延税金資産合計 | 978,994 | 1,015,946 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 228,513 | 144,368 |
| 繰延税金負債合計 | 228,513 | 144,368 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,244,513 | 1,354,113 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 33.0% | 30.8% |
| (調整) | | |
| 評価性引当額の増減 | 5.5 | 0.1 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1 | 0.2 |
| 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | 0.0 | 0.8 |
| 住民税均等割等 | 0.1 | 0.1 |
| 所得税額控除による税額控除 | 1.5 | 2.2 |
| その他 | 1.3 | 0.0 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.6 | 27.9 |

(注)前事業年度において、独立掲記しておりました「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の内訳の組替えを行っております。この結果、前事業年度の「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」として表示していた1.3%は「その他」として組み替えております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|----------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 32,339,255 | 7,401,835 | 1,909,892 | 142,903 | 41,793,887 |

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への営業収益 | 31,628,014 | 5,649,190 | 1,726,511 | 120,529 | 39,124,246 |

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関連当事者 との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|--------------|-------------------|-------------|-----------------|---------------|------------------------|----------------------|-------------|-----------|-------|---------|
| その他の 関係会社 | (株)三井 住友 銀行 | 東京都 千代田区 | 1,770,986,505 | 銀行業 | % (被所有) 直接 40 | 投信の販売 委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 2,740,552 | 未払手数料 | 471,118 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関連当事者 との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|----------------|-----|-----------------|---------------|------------------------|-------------------|-------|------|----|------|
|----|----------------|-----|-----------------|---------------|------------------------|-------------------|-------|------|----|------|

| | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------------|-----------------|------------|-----|---|----------------------|------------------|-----------|-------|---------|
| その他の 関係会社の 子会社 | SMBC日興 証券(株) | 東京都 千代田 区 | 10,000,000 | 証券業 | % | 投信の販売 委託 役員の兼任 | 子会社株式 の 取得 | 9,877,717 | - | - |
| | | | | | | | 委託販売 手数料 | 5,483,224 | 未払手数料 | 912,899 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所 有 (被所有)割合 | 関連当事者と の 関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残 高 |
|-----|--|-----------|---------------------------|---------------|------------------------|----------------------|------------|---------|----|----------|
| 子会社 | Sunitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited | Hong Kong | 5,000,000 (ホンコンド ル) | 投資運用業 | % (所有) 直接100 | 投信の助言業 務 役員の兼任 | 剰余金の配 当 | 106,640 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名 称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の内 容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所 有) 割合 | 関連当事者と の 関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|-------------------|-------------|-----------------|-------------------|----------------------------|----------------------|-------------|-----------|-------|---------|
| 親会社の 子会社 | (株)三井住 友 銀行 | 東京都 千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % - | 投信の販売委 託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 2,737,677 | 未払手数料 | 489,567 |
| 親会社の 子会社 | SMBC日興 証券(株) | 東京都 千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % - | 投信の販売委 託 | 委託販売 手数料 | 5,485,934 | 未払手数料 | 862,697 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

3. (株)三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。

4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より

「親会社の子会社」に異動となりました。

なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,981,449.82円 | 2,056,143.98円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 231,066.40円 | 199,502.47円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|--------------------|---|---|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 4,076,011 | 3,519,223 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額(千円) | 4,076,011 | 3,519,223 |
| 期中平均株式数(株) | 17,640 | 17,640 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5【その他】

<更新後>

イ 定款の変更、その他の重要事項

平成29年6月27日付で、定款について以下の変更を行いました。

- (イ) 監査体制の見直しにより監査役の員数を1名減員し5名以内とする定款の変更
- (ロ) 公告の方法を日本経済新聞に掲載する方法から、電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載)とする平成30年2月1日付効力発生 of 定款の変更
- 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円(平成29年3月末現在)

- (八) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(平成29年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

□ 販売会社

- (イ) 名称 東洋証券株式会社
- (ロ) 資本金の額 13,494百万円(平成29年3月末現在)
- (ハ) 事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

八 投資顧問会社(運用の委託先)(予定)

- (イ) 名称 スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド
- (ロ) 資本金の額 5,000,000香港ドル(平成29年3月末現在)
- (ハ) 事業の内容 香港証券・先物取引監察委員会(SFC)に登録された投資顧問業者です。

2【関係業務の概要】

<更新後>

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社(運用の委託先)(予定)

委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、当ファンドが主要投資対象とする中国株マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

<更新後>

委託会社は、投資顧問会社となるスミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド株式を300,000株(持株比率100.0%)保有しています(予定)。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。